



保育施設は随時見学をしていただくことができます。

入所の前に、施設の見学を希望される場合は、直接施設へお問い合わせをお願いします。

【認可保育施設】

ひまわり保育園：（TEL）0748-58-1945／コスモス保育園：（TEL）0748-58-0896

1 保育園とは

保育園は、保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。

したがって、どのような家庭状況の児童でも入園できるということではありません。

2 保育園対象児

入園月・・・生後6か月を過ぎた月の翌月から申込みすることができます。

(例：令和6年12月15日生まれ → 令和7年7月から入所の申込みができます。)

年齢	生年月日
0歳児クラス	令和6（2024）年4月2日 ～ 令和7（2025）年4月1日生
1歳児クラス	令和5（2023）年4月2日 ～ 令和6（2024）年4月1日生
2歳児クラス	令和4（2022）年4月2日 ～ 令和5（2023）年4月1日生
3歳児クラス	令和3（2021）年4月2日 ～ 令和4（2021）年4月1日生
4歳児クラス	令和2（2020）年4月2日 ～ 令和3（2021）年4月1日生
5歳児クラス	平成31（2019）年4月2日 ～ 令和2（2020）年4月1日生

3 保育園一覧

園名	定員	所在地	電話番号
社会福祉法人 育新会 ひまわり保育園	120名	竜王町大字岡屋1282番地の1	0748-58-1945
社会福祉法人 育新会 コスモス保育園	90名	竜王町大字七里878番地 (竜王西小学校グラウンドの南側)	0748-58-0896

【特別保育の状況】

乳児保育（0歳児）、低年齢児保育（1・2歳児）、延長保育、特別支援保育等を実施しています。

【通園方法】

保護者送迎でお願いします。

4 利用者負担（保育料）について

3歳児から5歳児までの子どもたちの保育料は無料です。

0歳児から2歳児までの子どもたちについては市町村民税非課税世帯を対象に保育料が無料です。

(1) 0歳児から2歳児までの市町村民税課税世帯の保育料の算定について

保育料は、児童と生計を一にしている保護者等（祖父母が生計の主宰者である場合は祖父母も含む）の市町村民税課税額によって計算されます。（[P.17](#)参照）

障がい児（者）を有する家庭の場合は、証明する書類の写しが必要です。

(2) 保育料の決定について

※4月から8月までの保育料は、前年度の市町村民税所得割額を基に算出し、4月中旬頃に通知します。

9月以降の保育料は、当該年度の市町村民税所得割額で算出し、9月中旬頃に通知します。

※保育料は、園の運営等に必要ですので、毎月指定期日までに必ず納付してください。

(3) 給食費等について

※3歳児から5歳児までの給食費については、保育園に直接お支払いください。

0歳児から2歳児までの給食費については、保育料の中でお支払いいただきます。

※保護者会費等実費徴収分について、保護者負担となります。

保育料の納付は、金融機関からの口座振替でお願いします。「口座振替依頼書」をご指定の金融機関に提出していただきますと、毎月月末（休日の場合は翌営業日）に保育料を自動振替いたします。

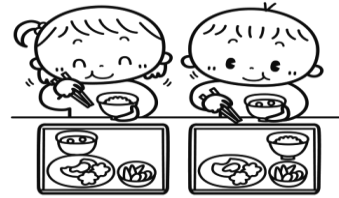
5 入所申込みに必要な書類

- 保育所等入所（園）申込書
- 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- 個人番号（マイナンバー）関係書類貼付書
- 保育の必要な事由に該当する証明書類

保育の必要な事由		提出が必要となる書類
1	就労（自営業以外）	就労証明書（町指定様式）
	就労（自営業等）	就労証明書（町指定様式）および確定申告書の写しまたは町民税・県民税申告書の写し ※開業して1年以内の場合は、開業届でも可
2	妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が明記してあるページ）
3	疾病・障がい	医師の診断書、障害者手帳等の写し
4	介護・看護	医師の診断書、障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証
5	災害復旧	り災証明書等災害復旧に従事していることがわかるもの
6	求職活動	就労予定申立書およびハローワークカードの写し
7	就学	就学証明書または在学証明書
8	虐待やDVのおそれ	公が発行する証
9	復職予定 （現在育児休業中）	就労証明書（復帰日のわかるもの）
10	その他	保育に必要な証明書類

6 給食について

全ての年齢において、完全給食を実施しています。
なお、土曜日は給食がありません。



7 副食費の免除について

保育園や認定こども園の給食費については、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費の副食費分について、免除となる場合があります。(下記参照) ※主食費は、全員徴収対象です。

対象者：町民税所得割額 77,101 円未満の世帯、または所得割の額に関わらず第 3 子以降の園児

【第 3 子以降の園児の考え方】

兄弟が小学校就学前（同一世帯のみ）から数えます。

※3 歳児未満（0～2 歳児）については、給食費は保育料に含まれているため、給食費の徴収はありません。

8 保育時間について

通常保育時間（保育短時間認定）

（平日） 8 時 00 分～16 時 00 分 （土曜日） 8 時 00 分～12 時 30 分

長時間保育時間（保育標準時間認定）

（平日） 8 時 00 分～18 時 00 分 （土曜日） 8 時 00 分～12 時 30 分

※ただし、保護者の勤務・通勤時間の都合や、その他やむを得ない事情の場合、下記の時間内での保育時間の延長も可能です。

延長保育

（平日） 7 時 00 分～19 時 00 分

・金額 4,000 円／月（月 8 回以上利用の場合）、500 円／日

※延長保育の利用については、直接保育園に申し出てください。

9 ならし保育について

本町では、初めて入園される子どもについては、「ならし保育」を行っています。入園した子どもが保育経験や状況に応じ、少しずつ園のリズムに慣れていただくための大切な期間です。「ならし保育」の期間は、入園日から 7～10 日間程度の期間を設けています。

就職日（育児休業復帰など含む）の関係から、「ならし保育」期間が十分に取れない場合は、就業開始月の前月から申し込むことができますので、入所申込みをされる場合は、この期間を含んでお申し込みください。

なお、「ならし保育」の期間も含めて利用者負担額は月額が必要となります。

10 休園日について

日曜日 ・ 国民の祝日 ・ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

1.1 保育園で購入をお願いするもの

項目	内容、目的	対象児
制服 (トランプ・スモック)	登降園、園内および園外保育で使用	3歳以上児
カー帽子	登降園、戸外活動で使用	1歳以上児
教材費	年齢・進級・新入により異なる 園活動において使用 個人使用、管理のもの(名札・出席ブック・のり・はさみ・ 粘土・ケース・氏名ゴム印・クレパス・マーカー・栽培セット)	
日本スポーツ振興 センター掛け金	在園中の災害共済給付制度	全園児
給食費	給食にかかる主食・副食代 (主食 月1,000円 副食 月4,700円)	3歳以上児
保護者会費	保護者会活動費(アルバム代は年1回徴収)	全園児

※上記の金額については参考です。変更があれば園よりお知らせします。

1.2 年度途中(令和7年5月以降)の入園にかかる随時申込みの手続きについて

令和7年5月以降の入園申込みについては、下記の締切日までに、必要書類(巻頭参照)を竜王町教育委員会事務局教育総務課まで提出してください。

ただし、一斉申込みの期間内に申込みされた方が優先となりますので、ご留意願います。

なお、入園希望先の施設の見学等については、直接、施設へお問い合わせください。

書類(設置・受付)場所 : 竜王町教育委員会事務局教育総務課(総合庁舎2階)

受付時間 : 8時30分から17時00分(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

提出期日 : 入園希望月の前々月の月末まで(月末が土・日・祝の場合は前開庁日)

令和7年度(5月入園以降)入園随時申込み締切日					
入園希望月	締切日	入園希望月	締切日	入園希望月	締切日
5月1日	3月31日	9月1日	7月31日	1月1日	11月28日
6月1日	4月30日	10月1日	8月29日	2月1日	12月26日
7月1日	5月30日	11月1日	9月30日	3月1日	1月30日
8月1日	6月30日	12月1日	10月31日		

1.3 途中入園（令和7年5月以降）の場合の入園決定の流れ

- 入園申込書等の提出（入園希望日の前々月末日まで）



- 入園調整



・各施設等と入園調整

- 結果通知

・保護者あてに「入所承諾書」または「入所保留通知」を送付します。



【入所承諾】

- 各施設で入園前に面談等を実施します。通知到着後、施設と日程調整のうえ入園の準備を行ってください。
- 原則、入園は各月初日、退園は各月末となります。退園される場合は必ず月末までに退園届の提出をお願いします。各月初日時点で在籍していれば保育料等は発生しますのでご注意ください。

【入所保留】

- 保育施設に空きが出た場合に随時教育総務課からご連絡させていただきます。
- 入所保留期間中に、保育施設の利用が必要なくなった場合は、必ず辞退届の提出をしてください。

1.4 保育利用の留意事項

- * 入園申請後や在園中に世帯の変更、保育の必要性に変更が生じたときは変更申請書の提出が必要です。
また、年度途中で就労先を変更されたときは、再度就労証明書の提出が必要です。
- * 保育園を退園される場合は月末が退園日となりますので、退園される月の15日（休日等の場合は前日の平日）までに、必ず退園届を教育委員会事務局教育総務課まで提出してください。
なお、月中の通園の実態に関わらず、各月初日時点で在籍していれば、保育料等は発生しますので、ご注意ください。
- * 育児休業中であっても、次年度に就学を控えている等、入園児童の環境変化に留意する必要がある児童については継続入園することができますので、ご相談ください。
- * 育児休業延長のために「入所待機証明」を希望される方は、教育委員会事務局教育総務課までご連絡ください。

保育所保育料

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額(円)		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
第1(A)	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0	
第2(B)	市町村民税非課税世帯	0	0	
第3(C1)(C2)	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担の額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担の額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税均等割課税世帯および市町村民税所得割課税額48,600円未満	17,550 (8,330)	17,250 (8,180)
第4(D1)		市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満	27,000 (9,000)	26,540 (9,000)
第5(D2)		市町村民税所得割課税額57,700円以上77,101円未満	27,000 (9,000)	26,540 (9,000)
第6(D3)		市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	27,000	26,540
第7(D4)		市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	40,050	39,360
第8(D5)		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	54,900	53,960
第9(D6)		市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満	72,000	70,770
第10(D7)		市町村民税所得割課税額397,000円以上	73,850	72,590

備考1 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

備考2 所得割の額を計算する場合において、教育・保育給付認定保護者または当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算する。

備考3 市町村民税非課税世帯には、養育里親等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親または同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設に限る。))の長を含む。

備考4 保育料の月額の括弧書きは、父子家庭、母子家庭または在宅障害児(者)を有する世帯(以下「ひとり親世帯等」という。)の場合に適用する。

備考5 同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚部もしくは児童心理治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが複数人いる場合は、最年長の子どもから順に2人目は利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

備考6 備考5の規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いる世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に2人目は利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

備考7 備考5および備考6の規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いるひとり親世帯等の市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

備考8 備考5から備考7までの規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いる世帯の市町村民税所得割課税額が97,000円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に3人目以降については無料とする。